

○ 投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府・法務省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第九条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならぬ。 「一〇九 略」</p>	<p>第九条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。 「一〇九 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	